

大阪港湾健康保険組合理事長 殿

保有個人データ（診療報酬明細書等以外）開示依頼書

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第28条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人データの開示を依頼します。

依頼者の氏名	フリガナ
依頼者の生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日
依頼者の住所	〒 —
	TEL — —

開示依頼に係る 個人情報の内容 〔対象となる個人情報を 特定するため、具体的に 記入して下さい。〕		
開示（交付）の方法		1. 閲覧 2. コピーの交付（窓口・郵送）
依頼者の区分		1. 遺族 2. 法定代理人 3. 任意代理人
法定代理人・ 任意代理人が 請求する場合	本人との 関係	
	本人の 氏名	フリガナ
	本人の 生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日
	本人の 住所	〒 — TEL — —

※添付書類については、裏面をご確認ください。

保有個人データの開示依頼をされる場合は、下記の添付書類をご提出ください。

依頼者の区分	添付書類
1. 遺族が開示依頼する場合	<ul style="list-style-type: none">・遺族の本人確認書類(※1)・死亡の事実及び遺族であることが確認できる書類(※2)
2. 法定代理人が開示依頼する場合	<ul style="list-style-type: none">・遺族の本人確認書類(※1)・法定代理人の本人確認書類(※1)・法定代理人であることを証明する次の①～⑤のいずれかの書類<ul style="list-style-type: none">①戸籍謄本又は抄本 ②住民票のコピー③登記事項証明書 ④家庭裁判所の証明書⑤その他法定代理関係が確認できる書類・死亡の事実及び遺族であることが確認できる書類(※2)
3. 任意代理人が開示依頼する場合	<ul style="list-style-type: none">・遺族の本人確認書類(※1)・任意代理人の本人確認書類(※1)・保有個人データ開示請求(依頼)委任状・委任状に押印された印の印鑑登録証明書・死亡の事実及び遺族であることが確認できる書類(※2)

(※1) 本人確認書類について

開示請求書に記入された氏名・生年月日・住所などが確認できるもののコピーをご提出ください。

(例) 健康保険証、運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、印鑑登録証明書など

(※2) 死亡の事実及び遺族であることが確認できる書類

加入者であった方(本人)の死亡の事実及び遺族であることが確認できる次の①～③のいずれかの書類をご提出ください。

①戸籍謄本(抄本) ②住民票(除票)のコピー ③死亡診断書